

平成 24 年度 事業 報告 書

特定非営利活動法人日本芸術家協会



1 事業の成果

主な事業活動である展覧会の開催、特に第 35 回 JAG 展は 2 年間の改修工事の終了した、東京都美術館で開催することができた。首都圏、西日本から新たな出品者もあり、前年をやや上回る出品があり、来場者も大幅に増加した。小品展・春季展は、会場の確保の関係から、開催順序が例年とは逆になる等、梅雨時や酷暑の時期と重なり、出品状況は前年を下回る結果になったのは残念であるが、会員や一般の出品者に発表の場をなんとか確保することができた。

普及活動として取り組んでいる、スケッチ会、人物画勉強会、ボランティアの絵画教室等の活動は安定した参加者があり、芸術文化の普及活動として定着した。

2 事業内要

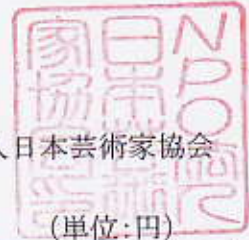
事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の 事業費の金額 (単位：千円)
① 展覧会の開催事業	小品展 絵画教室参加者、スケッチ会参加者、その他一般の出品しやすい小品(6号-10号)の制作・出品を通じて芸術参画への道を開く。	(A) 7月2日-7月8日 (B) 横浜市民ギャラリーあざみ野 (C) 延50名	(D) 会員、一般 (E) 104名	326
	春季展 秋のJAG展の一般公募に応募される方のファーストステップとして、作品の制作・出品を経験すると共に、会員との交流をはかる。	(A) 6月10日-15日 (B) 横浜市民ギャラリー関内 (B) 延70名	(D) 会員、一般 (E) 104名	912
	35回 JAG 展 公募展として広く一般より作品を公募し、優秀な作品を展示、賞を与えて、研鑽のきっかけを提供する	(A) 11月16日-24日 (B) 都立美術館(上野) (C) 延100名	(D) 会員、一般 (E) 125名	3,037
② 普及活動	人物画研究会	(A) 1/16, 2/13, 3/12, 4/9, 5/14, 6/18, 7/24, 8/13, 9/10, 10/15, 11/12, 12/10 (B) 横浜市民ギャラリーあざみ野 (C) 各回3名	(D) 会員、一般 (E) 各回毎約25名	0

	スケッチ会	(A) 1/29, 3/7, 4/2, 5/9, 7/19, 10/18, 12/3 (B) みなとみらい、相模原 公園、相模三川公園、 野鳥公園（伊東博文 邸）、新宿御苑、八王子 長池公園、等々力溪谷 (C) 各回 4-7 名	(D) 会員、一般 (E) 各回毎約 40 名	105
	絵画教室 3 教室（初心者向け、写実 表現、印象派以降の表 現）	(A) 各教室：隔週金曜日ま たは火曜日 (B) 青葉区文化センタ、ア ートファールムあざみ 野 (C) 各回 6 名	(D) 一般 (E) アートファ ールムあざみ 野 金曜日 13 名 火曜日 20 名 青葉区文化セ ンタ 金曜日 20 名	0
③ 広報啓 発事業	ホームページに展覧会開 催等の活動スケジュー ルの広報、および展覧会 展示作品の写真掲載	(A) 小品展、春季展、35 回 JAG 展出品作品を掲載 (B) www.jag-ten.jp (C) 3 名	(D) 会員、一般 (E) 1/1-12/31 アクセス数 14,483	423
	JAG ニュース発行	(A) 年 2 回発行 (B) 印刷物 (C) 1 名	(D) 会員、一般 (E) 印刷物 各回 1,000 部発 行	231

活動計算書

平成24年 1月 1日から 平成24年12月31日まで

特定非営利活動法人日本芸術家協会



(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費・入会金		
会員受取会費	3,836,000	
入会金	220,000	
		4,056,000
2. 事業収益		
展覧会開催事業収益(小品展)	520,000	
展覧会開催事業収益(春季展)	1,144,000	
展覧会開催事業収益(35回JAG展)	822,160	
		2,486,160
3. その他収益		
受取利息	897	
		897
経常収益計		6,543,057
II 経常費用		
1. 事業費		
展覧会開催事業費用(小品展)	325,940	
展覧会開催事業費用(春季展)	912,282	
展覧会開催事業費用(35回JAG展)	3,037,051	
普及事業費	105,015	
広報啓発事業費	653,670	
事業費計		5,033,958
2. 管理費		
事務運営費	932,140	
会場費	10,100	
印刷費	36,750	
会議費	93,031	
事務用品費	139,539	
通信費	151,675	
広告宣伝費	140,000	
賞品費	0	
雑費	71,640	
慶弔費	20,000	
管理費計		1,594,875
経常費用合計		6,628,833
III 経常外収益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-85,776
前期繰越正味財産額		3,218,907
次期繰越正味財産額		3,133,131

貸借対照表

平成24年12月31日現在

特定非営利活動法人 日本芸術家協会



(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	0		
普通預金	4,451,819		
郵便貯金	930,720		
前払い費用	144,200		
会費未収金	173,000		
仮払金	492		
流動資産合計		5,700,231	
2.固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			5,700,231
II 負債の部			
1.流動負債			
未払い金	5,000		
前受け金	140,000		
会費前受	2,422,100		
画集積立	0		
流動負債合計		2,567,100	
2.固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			2,567,100
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,218,907	
当期正味財産増減額		-85,776	
正味財産合計			3,133,131
負債及び正味財産合計			5,700,231

財産目録
平成24年12月31日現在



特定非営利活動法人日本芸術家協会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	0		
みずほ銀行普通預金	4,451,819		
郵便貯金	930,720		
未収金			
平成24年度会費(6名分)	173,000		
前払い費用	144,200		
仮払金	492		
流動資産合計		5,700,231	
2. 固定資産			
固定資産合計	0		0
資産合計			5,700,231
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,000		
前受金	140,000		
会費前受金	2,422,100		
画集積立金	0		
流動負債合計		2,567,100	
2. 固定負債			
固定負債合計	0		0
負債合計			2,567,100
正味財産			3,133,131

定 款 変 更 届 出 書

平成 24 年 月 日

神奈川県知事殿

主たる事務所の所在地

神奈川県青葉区もみの木台10番地3

その他の事務所の所在地

東京都品川区大崎3丁目10番17号

静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60

南箱根グランビュール413号

特定非営利活動法人 日本芸術家協会

理事長 清水 宏 印

電話番号 045-905-2065

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県青葉区もみの木台10番地3に置く。</p> <p>2 この法人は前項のほか、従たる事務所を東京都品川区西品川2丁目2番12号、及び静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根グランビュール810号に置く。</p> <p>付則 この定款は、平成 23年 3月 15日から施行する。</p>	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県青葉区もみの木台10番地3に置く。</p> <p>2 この法人は前項のほか、従たる事務所を東京都品川区大崎3丁目10番17号、及び静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根グランビュール413号に置く。</p>
変更の理由	従たる事務所の移転に伴う事務所の所在地の変更	

定 款 変 更 認 証 申 請 書

平成 24 年 月 日

神奈川県知事殿

主たる事務所の所在地

神奈川県青葉区もみの木台10番地3

その他の事務所の所在地

東京都品川区西品川2丁目2番12号

静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根
グランビュール810号

特定非営利活動法人 日本芸術家協会

理事長 清水 宏 印

電話番号 045-905-2065

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (種 別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動の主力となる個人</p> <p>(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) <u>賛助会員</u> この法人の目的に賛同し活動を支援するため入会した個人</p> <p>略 (解 任)</p> <p>第19条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 職務の遂行に<u>堪えない状況にある</u>と認められるとき。</p> <p>略 (権 能)</p> <p>第25条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び決算に関する事項</p> <p>略 (資産の構成)</p> <p>第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p>	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (種 別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動の主力となる個人</p> <p>(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) <u>一般会員</u> この法人の目的に賛同し活動を支援するため入会した個人</p> <p>略 (解 任)</p> <p>第19条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>心身の故障のため</u>、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>略 (権 能)</p> <p>第25条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算に関する事項</p> <p>略 (資産の構成)</p> <p>第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p>

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

略

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を施行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

略

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 会員の資格に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

略

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

略

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 広告の方法

変更の内容

<p>変更の内容</p>	<p>(9) <u>解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）</u> (10) <u>定款の変更に関する事項</u> (解 散) 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 会員の欠乏 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立認証の取り消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、<u>会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</u> 略 (残余財産の帰属) 第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、<u>法第11条3項に掲げる者のうちから解散総会にて選定する。</u> (合 併) 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において<u>会員総数の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、<u>所轄庁の認証を得なければならない。</u> (広告の方法) 第54条 この法人の解散事由に係る公告は、<u>この法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。</u> 略 付則 この定款は、平成 年 月 日から<u>施行する。</u></p>	<p>(解 散) 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 会員の欠乏 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立認証の取り消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、<u>会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。</u> 略 (残余財産の処分) 第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の<u>譲渡先は法第11条3項に掲げる者のうちから解散総会にて選定する。</u> (合 併) 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において<u>会員総数の3分の2以上の議決</u>を経、かつ、<u>所轄庁の認証を得なければならない。</u> (広告の方法) 第54条 この法人の解散事由に係る公告は、<u>官報に掲載して行う。</u> 略</p>
<p>変更の理由</p>	<p>一般会員と一般出品者との混同を避けるため 法改正による文言の修正</p>	